

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-5
許認可等の種類	教育職員免許状の書換・再交付			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法第15条			
許認可等の概要	教育職員免許状を有する者が、氏名又は本籍を変更した場合はその免許状の書換交付を、破損若しくは紛失した場合はその免許状を再交付する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 教育職員免許法第15条 免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	過去の事務処理実績から算出			